

決 裁	委員長	職務代理	委 員	委 員	6 杉選第 344 号 議事録案です。 訂正があれば、指摘をお願いします。 確定した内容は、区公式 HP へ掲載します。

令和 7 年第 7 回選挙管理委員会定例会会議録				
開催日時	午前 9 時 00 分から			
	令和 7 年 2 月 19 日（水）			
出席者	午前 9 時 20 分まで			
	委 員	与島委員長職務代理、島田委員、小井委員		
	事務局	石田局長、増田次長、高野法規担当係長、清水主査		
開催場所		選挙管理委員会室	傍聴人	無
会議の結果 及び 主な発言	議 案 等			結果
	議案 第 3 号	杉並区選挙執行規程の一部改正について		決定
委員長 職務代理	これから令和 7 年第 7 回の定例会を開催します。			
	＜杉並区選挙執行規程の一部改正について＞			
委員長 職務代理	議案第 3 号について事務局から説明をお願いします。			
局長	杉並区選挙執行規程の一部改正について説明します。改正する規程は杉並区選挙執行規程です。改正理由は、令和 4 年 6 月 17 日に刑法等の一部改正が行われ、改善更生を図るため必要な作業や指導ができるよう、懲役及び禁錮を廃止し、「拘禁刑」が創設され、令和 7 年 6 月 1 日から施行されることになりました。この法改正を受け、公職選挙法も、刑法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整理等に関する法律案で、該当する条文が懲役及び禁錮から拘禁刑に改められました。杉並区選挙執行規程においても公職選挙法を準用している規定等があるので改正します。次に改正内容は、同規程第 51 条に規定されている第 9 号様式(選挙事務所閉鎖命令)の注意書き及び同規程第 64 条に規定されている第 14 号様式（撤去命令書）の注意書きを改正します。改正文案は別紙 1 のとおり、新旧対照表は別紙 2 のとおりです。施行年月日は、令和 7 年 6 月 1 日です。なお、参考に法務省の資料（参考資料 1）及び令和 7 年第 1 回区議会定例会での刑法改正に伴う関係条例の改正議案(参考資料 2)を添付しています。説明は以上です。			
委員長 職務代理	質問はありますか。			
島田委員	参考資料 2 ですが、第 1 回区議会定例会で条例改正が行われるのは 12 件と いうことですか。			
局長	その通りです。			
委員長 職務代理	他に質問はありませんか。無いようでしたら決定でよろしいでしょうか。			
一同	異議なし。			

委員長 職務代理	第7回定例会を終了します。
-------------	---------------

回 議	局 長	次 長	主 査	作成者	第7回定例会 令和7年2月19日
					会議録（案）を回議します。訂正があれば、指摘願います。 確定後は区公式HPへ掲載します。